

1 事業名

所沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正

2 事業の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、引用条項について、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第110号 所沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、同項第3号に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、同項第2号に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。